

## 伊勢原市消防団協力事業所表示制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、伊勢原市消防団に積極的に協力している事業所又はその他の団体を消防団協力事業所として認定し、及び消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。

(2) 消防団協力事業所 市長が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証(第1号様式。以下「表示証」という。)を交付した事業所等(以下「協力事業所」という。)をいう。

(3) 消防団長等 消防団長又は自治会長その他消防団活動を支援する者をいう。

### (認定申請及び推薦)

第3条 協力事業所としての認定を受けようとする事業所等は、伊勢原市消防団協力事業所認定申請書(第2号様式)により、市長に申請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、消防団長等は、協力事業所に該当する事業所等があると判断するときは、伊勢原市消防団協力事業所認定推薦書(第3号様式)により、市長に推薦することができる。

### (認定基準)

第4条 市長は、前条に規定する申請又は推薦を受けたときは、当該事業所等が、消防関係法令上の違反がなく、かつ、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。

(1) 従業員が消防団員として3名以上入団している事業所等であって、従業員が就業時間中に消防団活動を行うことに対して勤務条件に配慮している事業所等であること。

(2) 災害時等における資機材等の提供、消防団の訓練場又は施設用地の提供、消防団広報等の消防活動に協力をしている事業所等であること。

(3) その他消防団の活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているものとして、市長が特に優良と認める事業所等であること。

2 市長は、協力事業所としての認定の可否を決定した場合には、伊勢原市消防団協力事業所表示証交付(不交付)等決定通知書(第4号様式)により当該事業所等に通知するものとする。

### (表示証の交付)

第5条 市長は、前条の規定により協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等に対し、表示証を交付するものとする。

(表示証の掲出等)

第6条 協力事業所は、表示証を敷地内又は建物内の見えやすい場所に掲出することができるほか、事業所が発行するパンフレット、チラシ、ポスタ -、看板又は電磁的方式(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告において、表示証を表示することができる。

2 前項の規定により表示証を表示する場合における表示証の様式については、第1号様式の寸法を同率に拡大又は縮小し使用することができる。

(表示証交付整理簿の備え付け)

第7条 市長は、伊勢原市消防団協力事業所表示証交付整理簿(第5号様式)を備え付け、協力事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示証の有効期間)

第8条 表示証の有効期間は、その認定した日から2年間とする。ただし、協力事業所が次条の規定による認定の取消しを受けた場合にあっては、当該協力事業所に係る表示証の有効期間は、当該認定の取消しを受けた日までとする。

2 表示証の有効期間を経過した事業所は、表示証を掲出し、又は表示してはならない。

3 市長は、第1項に規定する有効期間の満了の日までに、当該協力事業所の意向及び第4条に規定する認定基準を引き続き満たすことを確認したときは、その有効期間をさらに2年間更新することができるものとし、以後も、また同様とする。

(認定の取消し)

第9条 市長は、協力事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、協力事業所の認定を取消することができる。

(1) 事業を廃止又は休止したとき。

(2) 第4条に規定する認定基準を満たさなくなったとき。

(3) 偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき。

(4) その他協力事業所として適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により協力事業所の認定を取り消したときは、伊勢原市消防団協力事業所認定取消通知書(第6号様式)により通知するものとする。

3 協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を市長に返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第10条 市長は、協力事業所の名称、伊勢原市消防団への協力内容、その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条、第6条関係）



備考

- 1 数字の単位は、ミリメートルとする。
- 2 色は、次の表のとおりとする。
- 3 材質はプラスチック等、厚みは6ミリメートル以上とする。

区分	色（CMYK表示による色指定）
① 地色（中央部）	青（C：50%、M：5%、Y：0%、K：0%）
② 地色（上下部）	青（C：85%、M：40%、Y：25%、K：12%）
③ 表示マーク（面）	赤（C：0%、M：95%、Y：90%、K：0%）
④ 文字、枠線	銀

第2号様式（第3条関係）

伊勢原市消防団協力事業所認定申請書

年 月 日

伊勢原市長 様

協力事業所所在地
協力事業所名称
代 表 者
担 当 者
電 話

伊勢原市消防団協力事業所表示制度実施要綱第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 申請区分（該当する区分にレ点を記入してください。）
  - 新 規（初めて消防団協力事業所の認定を受ける場合）
  - 更 新（消防団協力事業所の表示有効期間の満了に伴い、更新を希望する場合）

- 協力内容（該当する項目に を付けてください。）

項目 番号	印	取 組 内 容
1		従業員が消防団員として3名以上入団している事業所等であって、従業員が就業時間中に消防団活動を行うことに対して勤務条件に配慮している。
2		災害時等における資機材等の提供、消防団の訓練場又は施設用地の提供、消防団広報等の消防活動に協力している。
3		その他消防団の活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している。

- 従業員の消防団所属状況

従 業 員 名	所属消防団名	備 考
	分団 部	
	分団 部	
	分団 部	
	分団 部	
	分団 部	
	分団 部	
	分団 部	

- 添付資料

- (1) 事業所案内・パンフレット等
- (2) 協力内容が具体的にわかる書類

第3号様式（第3条関係）

伊勢原市消防団協力事業所認定推薦書

年 月 日

伊勢原市長 様

推薦者 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

伊勢原市消防団協力事業所表示制度実施要綱第3条第2項の規定により、次のとおり推薦します。

1 推薦事業所等

事業所等所在地
事業所等名称
代 表 者
担 当 者
電 話

2 協力内容（該当する項目に を付けてください。）

項目 番号	印	取 組 内 容
1		従業員が消防団員として3名以上入団している事業所等であって、従業員が就業時間中に消防団活動を行うことに対して勤務条件に配慮している。
2		災害時等における資機材等の提供、消防団の訓練場又は施設用地の提供、消防団広報等の消防活動に協力している。
3		その他消防団の活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している。

3 従業員の消防団所属状況

従 業 員 名	所属消防団名	備 考
	分団 部	
	分団 部	
	分団 部	
	分団 部	
	分団 部	
	分団 部	

4 審査に必要な資料

- ・事業所案内・パンフレット等
- ・協力内容が具体的に分かるものを添付又は簡記してください。

記入欄	
-----	--



第5号様式（第7条関係）

伊勢原市消防団協力事業所表示証交付整理簿

交付 番号	事業所名	所在地	担当窓口	認定・更新・取消年月日
1				年 月 日 認定
				年 月 日 更新・取消
				年 月 日 更新・取消
				年 月 日 更新・取消
				年 月 日 更新・取消
				年 月 日 更新・取消
2				年 月 日 認定
				年 月 日 更新・取消
				年 月 日 更新・取消
				年 月 日 更新・取消
				年 月 日 更新・取消
				年 月 日 更新・取消
3				年 月 日 認定
				年 月 日 更新・取消
				年 月 日 更新・取消
				年 月 日 更新・取消
				年 月 日 更新・取消
				年 月 日 更新・取消
4				年 月 日 認定
				年 月 日 更新・取消
				年 月 日 更新・取消
				年 月 日 更新・取消
				年 月 日 更新・取消
				年 月 日 更新・取消
5				年 月 日 認定
				年 月 日 更新・取消
				年 月 日 更新・取消
				年 月 日 更新・取消
				年 月 日 更新・取消
				年 月 日 更新・取消



第6号様式（第9条関係）

伊勢原市消防団協力事業所認定取消通知書

年 月 日

様

伊勢原市長

印

貴事業所については、年 月 日付けで協力事業所として認定いたしましたが、伊勢原市消防団協力事業所表示制度実施要綱第9条第1項の規定により年 月 日付けでその認定を取り消したので通知します。なお、同要綱第9条第3項の規定により速やかに伊勢原市消防団協力事業所表示証を返還してください。

1 交付番号

2 認定取消しの理由

（担当は、消防総務課）